

農業者	<p>「育成者権者は、普及の程度等に応じた正当な利益の確保ができない」といいますが、去年ある育成者権者は、すでにロイヤリティーを倍増させてます。</p> <p>「自家増殖を禁止しないことが、農業者への、育成者権に対する認識の浸透の阻害をしている。」といいますが、自家増殖を禁止して、芽を購入するのは育成者権を認識してロイヤリティーを払っている農業者です。(現在ロイヤリティーを払っていない人は、やっぱり芽を購入しないのでは。)</p> <p>農業者の負担等を考えると、ロイヤリティーを確実に払うようにする方法をとった方がよいのです。</p>
農業者	<p>私は、輪菊農家ですが、輪菊というのは苗の増殖を90%異常自己増殖で増やしております。それを買うとなると1本あたり10円前後のコストがかかってきて、通常1300坪程度の農家の場合40万本から50万本となり年間400万円から500万円分を捻出しなければなりません。製品切花の手取り単価15%から20%ぐらい、おおむね粗収益の5分の一から7分の一にもあたり、農家を続けていくことが困難となります。どうかお願ひですから特例を設けるなり、挿し木増殖を認めていただきたいです。</p>
農業者	<p>苗を自家増殖しないといい多彩な菊が消費者に安価にて提供できない、海外の輸入菊に対して対抗できない、苗会社においても菊の苗を確実に安定して供給できるかが一番問題である。できない場合には、菊の量的生産が著しく失われる。コストが上がることによって、農業の経営が難しくなり、利益率が下がり、後継者ができなくなる恐れがある。一番考えてほしいのは海外との競争である。</p>
農業者	<p>輪菊生産者です。</p> <p>種苗法の改正で「自家増殖の全面禁止」または、「自家増殖禁止作物の漸次拡大」について断固反対です。</p> <p>自然に、自家増殖禁止品種からは生産者は遠のいていくでしょう。</p> <p>現状、厳しい経営の中でこの様な改正を行うと、逆に種苗会社側に痛手があるので？(自家増殖可能品種に集中するかも)</p>
農業者	<p>私は「育種法」の改正に関して育種における権利保護のために「自家増殖の禁止」が議論されていることを危惧しており、これには強い反対意見を持っています。</p> <p>育苗は「苗半作」と言われるくらい農業生産の重要な部分で農業技術の基本の一つです。</p> <p>自家育苗を制限することは農家の自立を脅かすものです。</p> <p>新品種育成への権利の保護は販売や流通段階での監視と研究機関や育種家と農家や販売業者といった川上から川下までの関係者の連帯があつて初めて可能なものであるはずです。</p> <p>自家増殖の禁止といった直接的で近視眼的な規制では農家の活力を奪い、かえって新品種を栽培品種として育てることを阻害する怖れが強いと思われます。</p> <p>また、いたずらに規制を強化すればこれまでに栽培されてきた「在来種」と呼ばれる未登録の有用な遺伝資源をもつた品種を淘汰することとなりかねませんし、遺伝情報を蓄えた大企業などへの寡占化が進めば、農家の小作化などの弊害も多いでしょう。苗の購入が必然となっては固定費のみならず生産費の増加にもなってコストダウンといった農業に求められている時代の要請に逆行する動きとなるのではないかでしょうか。</p>
農業者	<p>輪菊を栽培しています。この度、自家苗の禁止と言う情報を耳にしまして一言、言いたいです。価格低迷の今で家で苗を作れずにすべて購入しなければいけないと言うのは、僕たち生産者に菊を作るな！と言てるのと同じです。すべて購入となると、それだけで7.8円のコストがかかります。さらにロイヤリティーとかもあり、種苗会社に10何円も支払わなければならなくなります。これでは経営して行くのも困難になります。もう少し生産者の立場も解って下さい。</p>
農業者	<p>今輪菊を作っていますが、毎年毎年相場は安定せず常に安定した利益が得られる状況ではありません。それに加え冬場の暖房費などいろいろな経費を考えた場合、苗をすべて購入して作物を作ったとしても採算が合うとはとても思えません。それはほぼすべての輪菊やスプレー農家において一緒だと思います。そういう状況は農家の倒産につながり、結果的に種苗会社にとっても不利益になると思います。</p>

農業者	種苗法が検討されている中で、自家増殖禁止となれば生産者に新たな負担が生じるので反対する
農業者	植物新品種の保護について、自家増殖の全面禁止又は自家増殖禁止作物の漸次拡大等の方に向で進んでいくよですが、我々農家にとってはとても大きな問題です。今後も作物を生産していくにあたり、生産種苗を全面購入しなければいけないとすると種苗費の増大という事になり収入を圧迫してきます。現状苗等を自家増殖することで経費削減をし収入の安定をはかっているのであって、種苗の全面購入という事になったならば、収入と経費とのバランスが崩れ作物生産の意味がなくなってしまいます。現時点でも品種等によってはパテント代やロイヤリティー等が発生して以前に比べれば種苗会社等から徴収されるものが多くなっています。新品種の保護も大事だと思いますが、生産してこその作物、種苗だとおもいますので適切な対応をお願いしたいと思います。
農業者	鉢花の生産農家ですが、本当に自家増殖が行えなくなるのでしょうか？ 今のように売価が低迷してのような状況では、資材費等をいかにして削減するか試行錯誤しての状況でして、この上種苗費まで掛かるとなれば、経営が圧迫されてしまうのは、目に見えてます。 このような状況では、いっそう農家離れが進み、食糧自給の低下もますます進むと思います。 もし自家増殖を禁止にするなら、それ相応の保障をしてもらわないと 今後、生産者はやっていけなくなるのではないか？ 今、私のうちだけでなく、近所の農家さんも価格低迷に苦しんでいます。 その上経営を圧迫することは極力避けてほしいと思います。 私たち農家を潰さないでください。お願いします。
農業者	生産者の立場から、今回の種苗法の改正には反対です。 理由は、自家増殖禁止になれば、生産者に合った苗(品種)が入手出来なくなり、一品種に集中してしまうと思います。品種の偏りによって価格の低下につながると思います。
農業者	生産者の自家増殖が禁止になると、苗の供給体制が整っていない現状では、安定的な生産が出来なくなり、市場価格の乱高下につながると思う。 その結果消費者も生産者も生活を、圧迫される事になると思う。
農業者	私たちに農業を続けさせてください。苗の自家増殖しなければ採算が合わず赤字になり農業を継続することが大変困難になると考えられます。大規模な農家にとっては小さな影響でも私のような小規模農家は、大打撃です。種苗法の自家増殖の全面禁止は絶対反対です。
農業者	現種苗法の厳守下、尚一層の改正は農業経営の存続に多大な驚異を感じるので『絶対に反対』です！！！これ以上農家を減らさないでください。 m(_ _)m 現在、中小規模の農家において 経営上の利益確保は 難しく、尚かつ 自家労賃の確保もままならない状態です。現在、多くの作物は種苗法の下 ロイヤルティー料等、育成権者に確実に支払っています。自家増殖は、自己責任における苗の安全な確実な確保とともに 農家収益の確保(自家労賃の確保)という観念からも絶対必要な事と思います。
農業者	自分はスプレーマムの生産者です。 国内には育成者に支払われるべきロイヤリティー、パテントさえ払わずに闇で栽培している農家が有ると聞きます。 自分は国内でも有数の部会に所属しているため、出荷量は正確にカウントされ正確にロイヤリティーを支払っていると自負しています。 自家増殖を制限する前にそういう農家を一掃する事の方が先だと思います。

農業者	果樹農家はここ何年かの価格低迷に再生産意欲さえ薄れるような状況にあります。その中で、新品種導入により活路を見出そうと努力している後継者もあります。新品種による消費拡大を進め、農家の経営安定を図る為にも、農家の自家増殖による早期生産振興の為にも格段の配慮が必要と考えます。植物新品種の保護において、生産農家の自家増殖まで制約する事については反対であります。
農業者	単刀直入に意見を言わせてもらいます。種苗の自己増殖の禁止については、生産物の単価の低迷、それに反して肥料、燃料、など資材の価格は上がっています。さらに種苗に経費がかかるようになると生産にかかる経費を増やす事になるなり、農業経営が成り立たなくなりますので反対させてもらいます。
農業者	苗を全部購入する事はとてもじゃないけどやっていけないので反対です。
農業者	花卉の販売については厳しい状況が続いている。ロイヤルティー問題に続き自家増殖の制限については更に追い討ちをかけることとなる。また、制限された場合苗の供給が必要なときに必要な数量が手当てるのかどうかと言うことと供給された苗が病気など事故があった場合生産者が納得のいく補償が出来るか問題が多く残ると思われる為産地側のことをよく考えて検討してほしい。このような事から反対である。
農業者	スプレーマムを栽培しています。花の単価も安く、苗をすべて買い取りになると経費がかさみ、経営をかなり圧迫するのでやめてほしい。
農業者	スプレー菊を栽培しています。外国からの輸入が増え単価の伸びも期待できないし、現状種苗会社も我々グループが生産するだけの苗も用意出来ません。 農家に負担をかけることばかり考えないで輸入の植物のロイヤリティーがどうなっているのか調べてほしい。
農業者	私は、農業及び草産業の発展・振興する上で、農業者の自家増殖の範囲を制限する事に反対いたします。 現在の農業者は、規則・決まりに対して過去の農家経営と違い、組織だった組み立ての中で農業を営む、法人組織等の組織で農業を営んでおり、権利等に対する認識も十分深まっている。逆に極端な規制をする事により、すばらしい育成品種が規制される事により、作りこまれないまま世に出ないで終わってしまう事が多いと思います。 また、良質な品種とは、農家経営及び一般の消費者に認められて初めて、本物の良質な品種であり、その品種特有の形状・テーブル試験での量品形状だけがすべてではないと思います。 その中で、自家増殖の制限については、新たな品種育成のブレーキとなってしまうのでは、生産する、現場だからわかる品種の特性、逆にメリット・デメリットが新しい品種育成のエネルギーではないのでしょうか。 以上のような内容から、意図的な権利侵害行為は絶対反対ではあるが、許された自家増殖は別物と判断していただきたい。
農業者	農産物の消費拡大を進め、農家の経営安定を図るために、新品種の導入がたいへん重要です。そして、早期に新品種の生産振興を図る方策として、自家増殖は必要なことです。そのため、自家増殖まで制約することには反対です。

農業者	海外では価格の安いフェザーの出ている2年生のワイ性苗を植えることで、早期に収穫できているが国内では苗木の価格が高くほとんどが1年生であるため植えてから収穫までが長い。この産地はワイ性栽培はほとんど無く、マルバ台によるものがほとんどで新品種はほとんど高接ぎによるものが多い。そのため制約がかかると新品種の生産拡大は難しくなる。穂木の売買や譲渡はよくないと思うが苗木を購入したものを自家繁殖するのは良いと思う。
農業者	輪菊を生産しているので他の作物についてはあまりわかりませんが、輪菊にかんして言うなら、自家増殖全面禁止は避けてほしいとおもいます。新品種の保護については分かりますが、穂をすべて買うことになると、ただでさえ経費がかかるものに、それ以上にかかってしまい農業を続けていくことが困難になりかねません。
農業者	私は、種苗法自家増殖の全面禁止は絶対反対です。私たち農業従事者を苦しめないでください。これ以上の経費が増えることは経営に致命的な打撃です。弱者の立場を第一に考えてください。
農業者	外国からの輸入は困るが、自己増殖できないとなれば経費がかさみ現状の単価では収益が出ない！また、長男には後を継いでもらいたいと考えているが、この、法律が通ったならば魅力がなくなるので継いでもらわなくとも良いと考える！ 輪菊生産者より
農業者	1. 「植物新品種の保護に関する検討会中間取りまとめ」の中、「農業者の自家増殖に育成者権の効力の及ぶ範囲の拡大」については、花き生産者に与える影響が大きく、全面的に反対せざるを得ない状況にありますので、ご配慮方お願いします。 2. 本件については、関係者に実情をご説明し、ご陳情を申し上げたく考えております。
農業者	種苗法改正問題について、申し上げます。私は、渥美町でスプレー菊を生産している農家です。この、価格が安定しない、増して、生産物の価格が下がって行く時代に、自家増殖禁止とか、自家苗禁止では、経費のかかりすぎで、暮らしが立ちません。確かに苗を買えば楽ですが、農薬、肥料、燃料費は、年々上がっています。作物が値下がりしているのに、なぜ経費が上がっていくのですか？一本30円～50円の手取りから、苗代まで引かれ、経費を引いたら、専従者給与も払えません。販売価格を保証していただけるのなら、苗代を支払ってもめどが立ちますが、今現在では、赤字になる可能性がありますので、自家増殖の全面禁止はやめていただきたい。
農業者	今回の自家増殖の全面禁止について、我が家では菊を栽培にあたり全面禁止は死活問題。製品の価格が伸び悩んでいるここ数年、唯一コストをさげての苗作り。苗にも多額のコストがかかってしまうと非常の苦しくなってきます。すでにロイヤルティー品種もあり昨年より2倍以上払っています。どうか回避の方へお願いします。
農業者	自家増殖ということが本来どのようなことなのかがまず分らないです。育種者、種苗供給者、生産者と分けた場合生産者の増殖が禁止されるのでしょうか。しかしこれは育種と供給が同一の場合は十分育種者の権利保護となると思いますが、これが別の場合供給者とはいったい誰なのでしょうか、供給者＝種苗業者でない場合です。増殖を認められた場合供給者＝生産者となるのではないでしょうか。こういったややこしいことを考えずに育種者以外の増殖を一切禁じることなのでしょうか。あるとすると供給能力の乏しい個人育種家などは淘汰されてしまい大手のみが残り結果育種の能力は全体として落ちてしまうという本末転倒の事態が起こってしまうではないでしょうか。また大手の台頭は生産者の経営への影響力の増大にもつながり危機感を抱きます。育種と種苗の供給(増殖)は分けて考えるべきではないでしょうか。そのうえで、育種者に増殖についての委託権を与えるなどしてみては。

農業者	両親と3人で輪菊を1000坪ほど施設栽培しております。ほとんど農協で親穂を買って自家増殖して栽培しておりますので、今年の種苗費は約35万円です。親穂を定植して採穂する労賃を計上すれば種苗費と合わせて約100万円で売上の約5%にあたります。もし自家増殖が禁止になって定植穂をすべて買うとすると、価格が現状並みであれば約275万円となり売上の約15%にもなります。うちの様な中小農家にとっては経営が圧迫され死活問題になりかねません。日本の農業はまだまだ大部分の中小農家によって支えられていると思うので、今農家の自家増殖が禁止になつたら資金力のある農家・大規模農家だけが生き残り、中小農家は潰れていき日本の農業生産は縮小してしまうでしょう。高齢化が更に進み、人口もある一定数まで減少した未来には集約的な農業体や共同経営体などが主になっていき、自家増殖の禁止もやむを得ないかも知れません。しかし現時点での農家の自家増殖の禁止には断固反対します。
農業者	自家増殖が禁止されることになれば、ロイヤリティーを払い苗を買わねばならない事になり、中小農家ではつぶれてしまいます。絶対反対です。
農業者	平均単価が毎年下がっている中、自家苗でなく購入苗では経費がかなりかさみ、自営していく自信がありません。だから自家増殖を禁止する事に反対です。 私一人の意見ではないと思います。このHPだけで結論づけるのではなく、農協、生産協議会、各地域の部会組織など、きめ細かい情報を聞いて考えてもらいたいです。 農家に一年間でも一緒に農業体験をしてみて、自分の汗で考えてみて下さい。 お願いします。
農業者	植物新品種保護に関する意見として、私は1000坪程度、スプレーマムを栽培しているが、もし苗の自家増殖が禁止になつたら、採算が合わなくなり、借金も返せず、農家も止めなければならぬ。中小規模の農家の経営状況も少しは考えて欲しい。種苗会社は今まででも十分に儲けているはず。これ以上、農家の経営を苦しめないで欲しい。
農業者	私は菊を栽培している者です。 一年に植え込む菊はおよそ27万本です。現在はハウスと露地畑出、自分で管理し、増やして作っています。苗を自分で作ることが出来なくなると年間200万円以上の出費をしなくてはならなくなります。 温室を作った時に借り入れたお金の返済もしなくてはならず、手元に残る金はほとんど無くなります。 現在私は精の波を栽培していますが、作る前にパテント料を10万円払い、苗を買い栽培し、出荷すればロイヤリティーを支払っています。 手元に残る金は僅かな物になります。パテント料とロイヤリティーとを払うのは二重取りではないでしょうか? 農家のための法案を考えて貰えないでしょうか? 農家あっての種苗会社ではないのでしょうか?
農業者	周年輪菊生産農家です。 種苗法というものは良くは知りていませんが、私の家では親株芽を新しく買入れ、定植芽は自家増殖で生産しています。作物も我が子と同じ気持ちで苗の時より心くばりは大変です。時には失敗も。 そんな時には、自家増殖芽の便利さ、ありがたさ、生産者でなければ分からぬことが多いです。 くれぐれも農家の意見をとり入れてください。

農業者	<p>私達のところでは、ほとんどが小規模農家で、すべての苗や種子を購入しなければならなくななるとは経費の面で大変なことになります。</p> <p>また、今は自分で3年から5年かけて新しい品種を育種してきて、やっと自分で名前をつけて出荷し、市場でいい評価をもらい始めてきたものもありますが、大手種苗会社の、ある程度の限られた品種の中から、苗、種子を購入するというのは、生産農家のこと考えているのでしょうか。</p>
農業者	<p>私は、現在、両親と3人で輪菊を栽培しています。自家増殖はできる範囲でやっていますが、これが禁止となると……</p> <p>一室の穂代金は20万くらいかかり、苗で買うならもつとかかるわけです。輪菊の単価も、いつ低迷しても、おかしくない時代です。こうなると、家の経営状態では続けていけなくなります。なので、私は反対です。</p>
農業者	<p>自家増殖の全面禁止となると、育苗業者に全面的に品質を委ねることになり、農家としての基本を外れることになります。かつて私も営農の中で苗を業者から購入したことがあります、決して良い苗とは言えませんでした。また、菊苗の場合、輸入ものが多く、国内に無い新しい病害虫の搬入窓口にもなりかねません。</p> <p>現況に目を向けてみると、様々な経費が営農を圧迫しています。そのうえ、種苗に多額の費用がかかるようになると、苗代のほうが収穫時の販売額を上回ることすら起こります。</p>
農業者	<p>自家増殖の全面禁止が決定した場合、鉢やトレーの資材、運賃などの経費に加え、苗まで全部仕入れるとなれば、売上げなどなく、経営はなりたたず、赤字は目に見えています。</p> <p>新品種の保護が目的ならば、購入の際に、契約書面での取り決めを厳しくし、違反者には罰則を科せばいいと思います。</p>
農業者	新品種の導入により消費拡大を進め農家の経営安定を図るには、その新品種の自家増殖は、早期に生産振興が図られる方策として必要な事であり、その事まで制約する事は反対である。
農業者	自家増殖の全面禁止に反対します。
農業者	「自家増殖の全面禁止」又は「自家増殖禁止植物の漸次拡大」に対して、農家としては絶対に反対。
農業者	同 上
農業者	同 上
個人	<p>私は、果樹研究所育成の新品種や民間育成の新品種の許諾を得て、苗木を生産し、農家に販売しています。新品種の育成はかなりの年月を要し、その対価に見合った金額はかなりの高額になります。元をとるまでは4~5年かかるのが普通ですが、1~2年過ぎるとばったり売れなくなります。これは、当然のごとく農家が自家増殖するためであり、中には農協ぐるみで増殖するケースも認められます。これでは次々に新品種を無理してでも求め、自分の首を絞めながら、ようやく営業を続けていくのがやっとなのです。実際、廃業している業者はかなりおります。</p> <p>どうぞ私たちの現状を御理解いただき、世界水準に合わせ自家増殖を規制していただきますようお願いします。</p>

個人	<p>きのこについては、既存登録品種も含め、自家増殖禁止を原則禁止とする。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) きのこ類の増殖は、短期間に膨大な、天文学的数値の増殖が可能であるが、継代増殖を繰り返すことにより、品質の劣化及び雑菌の混入等を招き、生産者に不利益をもたらすことが多い。</p> <p>このようなことは、生産者自身も理解しており、たとえ、契約行為がなくても、自家増殖を行わない場合が大多数になり、現場の混乱はないと思われる。</p> <p>(2) 生産コストアップにつながる心配も少ない。</p> <p>(3) 前回の省令指定時における経緯から、前回指定の積み残し分として対応していただきたい。</p>
個人	<p>きのこについては、全ての品種に自家増殖の制限を設けていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>きのこは、継代培養することによって、劣化、変異を生じることがあり、オリジナルの菌株と見分けることは専門的知識を要する。自家増殖を制限することは、きのこ生産者にとってもメリットのあることである。</p>
個人	同 上
個人	同 上
個人	同 上
個人	<p>自家採種については、育成権者の権利拡大の方向で対処して頂きたい。理由は、今後大規模化することが予想されているが、自家採種を認めると最初の少しの種で生産規模が拡大することになり、苦労して育種した育種家の権利が小さくなってしまう。ひいては品種改良の努力に対するうまみが少なくなるため、新たな品種改良の熱意がなくなる可能性が出て、結果として全体の利益にならないと思われる。また、良い種の確保ができずに生産能力が低下することも考えられる。以上のことから、自家採種については原則禁止をお願いしたい。育成権の及ぶ年数については、広まるごとに年数がかかるところから、5年ほど延長して欲しい。以上。</p>
個人	<p>近年、稲作においては大規模化しておりますし、今後も、その傾向が大きくなると思われます。自家採種が認められれば、例えば、数kgの種を購入しただけで、何十、何百ヘクタールの種がまかなわれることになり、育種家としての権利が、著しく阻害されることになります。</p> <p>この場合、良い品質をもった作物の育成という点で、国民の利益には結びつかないと思われます。</p> <p>早急に自家採種を禁ずる法改正をお願いします。</p>

個人	<p>果樹は普通作物と異なり、高接ぎにより容易に、大量に増殖できます。このことは、新品種の迅速な普及という視点では、おおいに有用ですが、裏を返せば、育成者の権利を大きく侵害していることは言うまでもありません。</p> <p>また近年、このような高接ぎの利点とともに、ウイルス、ウイロイドの拡散という弊害を助長する「高接ぎ」の犯罪が明らかにされてきました。従って、国家百年の計から「健全な我が国の果樹産業」を目先のことを抜きにして考えると、この際、新品種に対する農家の自家増殖は御法度とすべきと思います。</p>
個人	農家の自家増殖は正当な権利として存在する。これを厳しく制限する事は育成者の権利の乱用を引き起こす危険性がある。国内農業の健全な発展を期待したい。
個人	<p>農家の自家増殖の制限または原則禁止の方向性について強く反対します。</p> <p>その理由として以下のことをあげます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内自給率を高めるため 2. 在来品種の保護のため 3. 多国籍企業による品種の支配から日本農業を守るため 4. 遺伝子組み換え種子の流入を防ぐため 5. 地産地消を推進し、環境保全にも役立たせるため 6. 消費者の食べる権利を守るため
個人	<p>農家の自家増殖の制限または原則禁止の方向性については反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農家の自家増殖は正当な権利として認められてきた。それは、農業の自然なあり方だからです。 2. 農家の自家増殖は、一部(米国での植物特許とオランダの種苗法)の国を除いて殆どの国で当然の権利として認められています。農家の自家増殖を禁止する事は農家の経営を圧迫し、ひいては国内自給力のさらなる低下につながる。 3. 海外企業が遺伝子組み換え種子を含めてわが国の種子を握るという可能性も高くなり、(実際にメロンなどはアメリカからの種を買うしかないと聞いたことがあります。)日本の農業をさらに弱化させる可能性がある。 4. 育成権を否定するものではないが、育成者と生産者が共存しながら国内自給力を高め、豊かな日本の農業を築いていくという視点での検討を望みます。
個人	この度の自家増殖の禁止については、種苗会社から的一方的な保護を主張しているだけしか思われません。特にきく類生産者の経費的な負担が、国内生産の衰退など懸念されます。消費面では種苗会社に生産をコントロールされやすく、価格がより一層乱高下する可能性があると思います。自家増殖に関しては反対意見です。
個人	輪菊においては現状、種苗会社より親株または親穂を購入し、そこから各農家が自家増殖しているというのが主流であり、現実的に考えて、もし定植苗を全て購入という形にすれば種苗会社も対応出来ず大混乱をおこしかねない。また種苗会社も登録品種に関しては高価なロイヤリティーやパテント料を徴収しているので、その上また苗代金まで徴収するというのは、現在の安値相場の中にあっては、生産者を潰すだけであり、種苗会社の不当な企みとさえ感じてしまう。農水省もあまりに品目毎の現状把握が出来てなさすぎる。品目毎の特性をよく理解して頂き、国内の農家が安定して再生産できるような体制を考えて欲しい。

個人	新品種の導入により消費拡大を進め農家の経営安定を図るには、その新品種の自家増殖は、早期に生産振興が図られる方策として必要な事であり、その事まで制約する事は反対である。
個人	<p>意見:「現時点での農業者の自家増殖を制限する内容の制度改正には、反対である。」</p> <p>理由:以下、キク品種及びその苗の事例を主体に述べます。</p> <p>(1) 現在の購入苗には、以下のような多くの問題点を有している。</p> <p>① 苗の品質に問題がある。病害虫、特にウイルス、ウイロイドなどの微小な病原体が潜伏している例が多くあり、生育の後半に発現する事例もある。また、糸状菌の潜伏する事例(キクの白さび病など)すらあり、切り花生産に大きな不安要因になっている。</p> <p>② 苗数量的な安定供給に問題がある。生産に必要な数量が安定的に供給されず、計画的に供給されない危険性が高い。代替品での対応や供給時期のズレなどが生じて 切り花生産が安定しない。</p> <p>③ 上記のトラブルや欠品の対応は、苗代だけの弁償に留まっており、しかも引き渡し後の1~2週間以内のクレームに限定しているため、切り花生産者のリスク負担が極めて大きい。</p> <p>(2) 自家増殖を制限した場合、苗供給は間違いなく輸入品に依存することになる。農業振興の観点から極めて大きな問題を生ずる。零細なほとんどの生産者は再生産が不可能になるばかりか、苗供給を海外に依存した場合、最終的には製品の輸入にシフトすることが明白で、大規模生産者も含めて農業者すべてが危機に瀕する。</p> <p>(3) 「苗の品質」は、生産物の良否の約50%を制限する要因で、その影響は極めて大きく、苗生産技術自体が経営に与える影響は極めて大きい。この部分を制限することは、農業振興上大きな問題となる。</p>
個人	<p>1.新しい種苗開発は少数の大資本の企業において行われており、優良な種苗が開発された場合市場を独占する可能性があり、価格や供給量の操作により食糧の安定供給が危惧される。</p> <p>2. 地域特有の品種は長年にわたる自家増殖の繰り返しにより作り出されたものであり、自家増殖ができなくなると徐々に画一化され、味気ないものとなろう。</p>
個人	新品種を導入する場合、生産が間に合わないとの懸念また生産の安定供給を図る為には自家増殖が必要である。
個人	農家の自家増殖の制限または原則禁止の方向性については反対します。その土地に合った品種を減らしてしまう事は、ゆくゆく食糧の自給を危うくすることにつながると思います。
個人	<p>国内農業は輸入農産物の増加、国内競合、資材コストアップ、トレーサビリティの徹底、農産物価格の低迷等非常に厳しい状況の中、権利の保護という対抗要件にて自家増殖の前面禁止、自家増殖禁止作目の拡大等は農業にとって非常に厳しい問題となります。権利の侵害がどの範囲で発生するのか分かりませんが、第1次産業にとってデメリットと考えます。</p>
個人	<p>『農家の自家増殖の制限または原則禁止の方向性については反対します。</p> <p>1・農家の自家増殖は昔から認められている正当な権利です。種の自家増殖をして始めて自己完結型の農業と言えます。</p> <p>2・農家の自家増殖を禁止する事は農家の経営を圧迫し、国内自給力の低下につながります。</p> <p>3・農業は基本的には工業製品とは違うものであると思います。このことは広く国民の同意を得られることではないでしょうか?</p>

個人	<p>現在の種苗法は育種者ばかりの保護内容であり、実際にそれを使用するのは生産者であります。生産者は如何に安定して生産・供給をし、消費者に信頼され指定される産地でありたいと思っています。今回の改正は自家増殖の禁止を訴えており、これは、消費者ニーズが日々変化している現状の中で、新品種への生産変換を短期間で一斉に普及する場合、種苗会社が安定供給できなくなると思います。たとえ出来たとしても、生産者は品質重視の取り組みでなくなり、苗の安定供給できる大きな種苗会社の品種使用に偏って行くと思われます。</p> <p>生産者が尽力して計画生産に合わせて増殖することは、需給バランスを維持する上で重要な方法だと思います。(特にきく類)また、生産者が全て種苗を購入することは、その種苗会社が生産している地域が、自然災害等の影響が起きた場合を考えると、生産者は何も植えることが出来ず、収入源も断たれることになり、再生産する意欲がなくなるでしょう。これは将来国内生産者が農業を継続して行くことは誰も補償できません。国内で生産がされなくなれば、当然海外での生産物に前面的に依存しなくてはならなくなり、混乱を招くことになるでしょう。私は自家増殖の禁止に反対します。特にきく類は問題あると思います。(匿名でお願いします。)</p>
個人	<p>(1)わが国の切り花生産は自家増殖で始まり、発展してきた。わが国の切り花はじめ農業は小規模で営まれており、規模拡大化が進んできたとはいえ欧米とは格段の差がある。超大規模生産になれば合理的経営論から欧米では苗生産が分離されており、国内でもその傾向は見える。しかし、わが国では生産の多くを中小規模農家が担っているところが大きく、そのような農家では、自家生産苗経費と苗購入費の差額が農業所得の大きな一部になっている場合が多く、自家増殖の禁止は経営をつぶしかねない。苗自家増殖の禁止されるカーネーションは切り花単価の低迷が著しく苗代の高さにあえいでおり、一部自家増殖の取り入れを切に望んでいる。</p> <p>(2)経営規模が小さいと生産の計画性が低くなり、購入時期が偏ることはさけられず、購入量も小さくなる。その結果、種苗会社(苗販売)の商的メリットも小さく、年間購入予約のような大量予約による価格交渉ができず、結果として割高の苗を買わされる、買わざるを得なくなる。このようなわが国の農業生産の根幹を揺るがす事項を発生させてはならない。加えて、法人化した農家は別にして、中小の農家個々は交渉力に疎く、特に、中山間の小規模、高齢化農家は苗を購入していくは生産できなくなるものと懸念される。</p> <p>(3)自家増殖を禁止・制限することは新たな栽培法様式・形態の誕生を阻害する。我が国の農家は研究心・発明心に飛んでおり、今日メジャーになった栽培方式も農家の発案によるものが少なくない。自家増殖を規制することは発想に制約を加えることになり、たとえ、技術確立後に増殖権の許諾を求めれば苗生産の許諾に新たな付加金を上乗せされることが目に見えており、技術の普及・向上につながらない。その意味からも自家増殖権は規制してはならないし、現在規制されている作物も見直すべきである。種子繁殖を基本とする自家受精種を除いては、基本的には規制してはならないと考える。</p>
個人	<p>自家増殖の全面(ないしは原則)禁止に反対します。</p> <p>今まで育成者権者と生産者の間では信頼関係で結ばれてきており、登録品種の普及拡大に協調して努めてきました。禁止になると生産現場では登録品種の試作・品質評価、地域適性にかかる取り組みに制限がされることになり、大きな障害が出てきます。</p> <p>現行法上でも十分育成者の権利は守られると思います。</p>

個人	<p>県内の果樹農業を振興する立場から、農業者の自家増殖の範囲を制限することに反対します。</p> <p>1. 育成者権に対する認識は高いと考えます 平成10年の種苗法改正以来、生産現場にも育成者権に対する認識が浸透してきております。また、育成者・生産者間で相互に納得のいく民事契約の締結も進められています。改正後、本会もJAや生産者への育成者権に関する情報提供に努めてきました。現在では、県内の生産者は育成者権の重要性を充分に理解していると認識しています。</p> <p>2. 新品種普及へ貢献してきた経緯があります 当県が全国1位の生産量を誇っている宮内伊予柑は当県で発見された際、生産者が積極的に自家増殖(高接)を行うことにより短期間で普及し、現在は当県にとって極めて重要な果樹となっています。</p> <p>このように、生産者の自家増殖を通じて初期の増殖と栽培試験が行われ、新品種普及が進められてきた経緯があります。こうした品目で自家増殖に制限を加えることは、早期の普及の妨げになるといえます。</p> <p>また、果樹(柑橘)では、苗木を植付けてからまともな生産量が上がるまで7~8年かかります。このため、農家のコスト高、リスクが増すと考えられます。</p> <p>3. 種苗の安定供給への貢献 種苗法でや契約で自家増殖を禁じられている作物で、質・量を満足できる種苗の供給が間に合わない植物があるとも聞いております。</p> <p>4. 現行法での権利侵害は防止出来ると考えます 品種育成者が問題にしている育成者権の侵害は、現行の種苗法の中で取り締ることが可能で、意図的な権利侵害行為と、許された自家増殖は別のものだと思います。自家増殖を原則的に禁止しても、意図的な権利侵害の防止はできないと思われます。</p>
個人	<p>スプレーギクを例にして</p> <p>1. 購入苗の問題点</p> <p>①購入苗の品質が安定していない。購入苗におけるウイロイドの被害が多い。 ②不良品が出た場合、同じ品種で弁償してくれることが少ない。この場合、予約相対取引に対応できない。 ③苗を購入するために数ヶ月前に注文しているにもかかわらず、直前に種苗会社の方からキャンセルされることがある。現在のところ、計画的、安定的に苗の供給を受けることが難しい。</p> <p>2. 自家増殖が種苗安定確保に果たす役割</p> <p>①新品種の普及にあたっては、農家の自家増殖による苗の確保が行われる。特に、小さな種苗会社では新品種の苗を多量に供給することができないため、農家の自家増殖を頼っているのが現状である。 ②自家増殖が品質的に安定していない購入苗のリスクを回避するために果たす役割は大きい。</p> <p>3. 購入苗導入による経営的影響</p> <p>①購入苗を導入すると育苗施設が空き、生産圃場として利用が可能となる。しかし、実際は育苗施設は屋根の低いビニルハウスであることが多く、このようなハウスでは高品質の切り花を生産することができない。育苗施設を生産ほ場として利用すると農業所得は計算上は増加するが実際は切り花を生産することができないため、購入した苗の価格分だけ農業所得が減少し、農家経営が大きく圧迫される。 ②現在、栽培されている品種のほとんどが数社の種苗会社から育成されたものである。種苗法が改正されると、ほとんどの品種が自家増殖できなくなり、農家は経営的に圧迫される。</p>

個人	<p>農家による種苗の自家増殖は、在来品種、地方品種等も含めて栽培品種の多様性の維持に大きく貢献してきたものと考えられます。</p> <p>自家増殖の制限強化は、遺伝子組換え技術の進展ともあいまって、限られた大手種苗メーカーによる品種の独占・画一化を助長することが懸念されます。</p> <p>栽培品種の画一化は種苗メーカーによる農家、農業に対する独占的な支配を強めるだけでなく、予想外の気象変動等による凶作に対する抵抗性を失わせることにもつながるのではないかでしょうか。</p> <p>種苗の自家増殖は農家の権利であると同時に、自然の多様性を維持し食糧生産の安定を図るための責務でもあると考えます。</p> <p>以上のことから、種苗の自家増殖に対する制限は最小限にとどめるべきと考えます。</p>
個人	<p>現在輪ギク等の栄養繁殖植物は自家増殖が一般的に行われています。</p> <p>この自家増殖について規制すれば、本ぼ定植用の苗を購入しなければならず、苗購入は苗の購入単価にもよりますが、農家経営をますます圧迫する可能性が大きいと思われます。</p> <p>農家経営の圧迫は、ひいては日本農業の衰退につながる恐れが十分にあります。</p> <p>従って育成者権を尊重しつつ自家増殖を認める仕組みづくりが必要と思います。</p>
個人	<p>今以上に、自家増殖を規定することは国内産地振興に逆行するため反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花き産地は、価格低迷と近隣諸国からの輸入で大変厳しい経営を迫られている。こうした中、自家増殖を制限することはロイアリティに加え苗代の負担が生ずることになり、さらに経営が圧迫される。育成者権の保護も必要だが、国内花き産地の振興がより重要であり、自家増殖の制限を現行以上に拡大すべきでない。 ・自家増殖を制限すれば、生産者は国外産の種苗を使わざるを得ない。しかし、国外産種苗では、常に苗の品質(ウイルス・ウイロイドの保毒、老化苗、低温非遭遇苗等)、納期、量の確保に不安があり、国内生産が混乱することは目に見えている。 ・品種保護制度が整備されていない中国、韓国をはじめとする近隣諸国の生産者と競争をしている国内生産者の自家増殖権を一方的に規制することは、種苗コストが増大し、国内生産者の経営基盤をさらに弱めることになる。 ・自家増殖は生産者の既得権と考えるべきで。苗を自家生産するか、購入するかは農家が経営の中で判断することであり、法律によってその権利を一方的に取り上げることは不公平である。 <p>自家増殖と育成者権の侵害とは別問題であり、これを理由に自家増殖権を制限することに反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家増殖権があるから育成者権が侵害されるとの議論は当たらない。この点は許諾契約で制限されており、大半の生産者は遵守している。一部の生産者のために大半の善良な生産者の権利を規制すべきではない。育成者権の侵害は、生産者への啓蒙と育成者の努力によって回避できると考える。

個人	<p>消費者の立場から、農業者の自家増殖の制限又は原則禁止の方向性について強く反対します。</p> <p>日本の農家は、国土の特性もあり、零細または家族経営が多く、そのような農業者によって、日本の農業は支えられ、景観が維持され、自然環境が守られている。自家増殖の制限又は原則禁止は、かれらの経営を圧迫することになる。それは、結果として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内自給率を低下させる 2. 地産地消に反する 3. 日本の自然景観を損なう 4. 環境を悪化させる 5. 在来品種の保護ができにくい 6. それによって、消費者の安全な食べ物に対する権利が保障されなくなる <p>育成者権を保護することは反対ではないが、種子を違法に海外に持ち出すような悪質な侵害と、農業者の自家増殖とを、同一の次元で考えるべきではない。日本の農業の将来、国内自給の向上の観点から考えるべき。</p>
個人	<p>植物特許が、工業特許と大きく違うのは、現在の栽培種は、元々野生種や在来種、さらに古くから交配や選抜、突然変異などに多くの人々が関わった長い栽培歴史の結果でありいわば自家増殖の賜であるということである。</p> <p>もつとも技術革新により、遺伝子組み替えなどで今までにない新たな形質等育成された品種について、知的財産権保護は十分理解できる。しかし、在来種や野生種を育種親につかう従来の育種法で育成されたものに今まで以上に強い知的財産権行使することは、生産現場等では強い違和感がある。</p> <p>作物生産と苗生産の分業が進んでいない、かつ自家増殖が慣行的に行われている我が国の現状では、自家増殖の制限を登録品種すべてに適用し、この権利を強く保護することは、種苗や苗木の供給不足で生産現場に大混乱を招くとともに、将来における農産物生産の拡大発展におおきな足かせになると予想される。(カーネーションでは、自家増殖制限によって、新規生産量が減り種苗購入が減少、結果種苗会社の営業不振につながった。)</p>
個人	<p>自家増殖を禁止することによって、生産現場に混乱が生じないよう配慮願いたい。これまで慣行として自家増殖してきたリンゴ、ニホンナシ、セイヨウナシ、オウトウ、モモや、スモモ、ブルーベリーなど近年増加している作目も、配慮願いたい。</p> <p>また、例外扱いする予定の作目について、決定前に今一度閲覧する機会をえていただければ幸いである。</p>
個人	<p>知的財産権の強化、植物新品種の権利保護の強化は国家戦略として基本的な流れであることは理解します。しかしながら、今回の具体的事項の中の「自家増殖の禁止」については、分科会において慎重な検討をされることが絶対に必要です。特に、品目毎の実態把握を要請します。キク類は自家増殖の部分がまだ多いことが実態としてあります。また、一方で生産の絶対量が多いキク類に対する安定的な苗供給の体制確立はされているとは言えません。このような状況を鑑み、キク類の「自家増殖の禁止」については慎重な対応をお願い致します。以上</p>

個人	<p>切り花では、法により制限されていない品目においても登録品種については種苗法とは別に民事契約により自家増殖が制限され、育成者の許諾のもとで増殖している現状です。今回の自家増殖制限品目の拡大は、切り花生産農家の意欲軽減につながり、国内の切り花产地にとって大きな影響が考えられます。産地の維持、発展のためにも自家増殖の制限品目拡大は避けてもらいたいと考えます。</p>
個人	<p>種苗法第二条4の一、二等および既存あるいは設定予定の法律・規定等や商取引(許諾締結を前提として)でカバーできず、慣行上でも解消されず、実態としても問題がある場合を想定して自家増殖に対する育成者権の行使規定について検討すべきでしょう。基本的には上記が想定される場合に限定して適用されるべきではないでしょうか。</p> <p>ちなみに、</p> <p>1)花き等では商取引上(パテント契約など?)で増殖・生産に関して契約に準じた行為が行われているようであり、許諾の条件中で増殖・生産行為に関する制限や育成者への利益供与を取り決めされるわけですが、これらの行為について法律上でさらに触れることも検討しても良いのかもしれません。</p> <p>2)イネなどでも、実際には2~3年サイクルで種子更新が行われ、品種の純粋性・優良性を保つことが行われていますが、これを支えているのは主要作物種子法等により種子生産・供給が整備されていることと思われます。自家増殖を規制する結果を生むのであれば、種苗の供給体制が十分であるかどうかを考慮し、これらの推進が必要であるとともに、将来的に問題である作物については対象から外す事が必要と思われます。なお、チャ・果樹等では原種生産・供給の強化と種苗の流通経路・使用の監視体制が不可欠になります。</p> <p>2.これまで、許諾は種苗業者または関連団体が対象でしたが、自家増殖となると生産者が最終的な対象として加わります。育成者権を生産者に行使する場合に、種苗業者等を通した形とそうでない場合との双方を想定して規定を考慮する必要があると思います。</p>
個人	<p>国内農業の振興を図り国際競争力を強化するためには育成者権の保護・支援の強化が必要です。しかし、農業者の自家増殖を制限することは農業振興にはなりません。</p> <p>意見(B)「自家増殖に当たって許諾が必要な植物の範囲を拡大するとしても、現行制度の下で省令で定めている植物を増やすことで対応が可能であり、育成者権の効力の及ぶ植物を列挙して定めている、現行の仕組みを維持すべきである。」の考え方を支持します。</p> <p>そもそも日本の農業は、植物の性質を熟知し、親株や種子から丹誠込めて作り上げていく精度の高い生産方式です。だからこそ世界でも類を見ない高品質農産物を作り上げています。</p> <p>しかし、自家増殖が制限されることにより生産意欲の減退、品質や生産性の低下、利益の減少等が心配されます。さらに、国際競争力にも弱い产品になってしまいます。</p> <p>一部に自家増殖の制限が定着している品目もあります。しかし、苗導入の量や時期や品質の不安定、種苗費の高額負担等の悩みも抱えています。輸入品に国産農産物が駆逐される不安を感じます。</p> <p>日本の農業の魅力を増すには自家増殖が適しています。外国のまねをして制限をするのではなく、日本型育成者権は農業者の自家増殖をうまく活かした発展方法を構築すべきだと考えます。</p>

個人	<p>本会では本県のきのこ生産者の経営を守る立場から、「きのこ栽培者による種菌の自家増殖の禁止」に反対します。理由は下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. きのこ生産者の経営が圧迫される 生産者の経営は更に圧迫され、倒産・廃業する生産者が多発する可能性がある。この様な現状をご理解いただきたい。 2. 新品種が利用されなくなる可能性が出てくる 種菌の購買意欲が低下し、在来種の使用などに走るケースも少なくなく、せっかく開発した新品種が生産者に利用されなくなってしまう可能性もある。 3. 種菌事故における損害賠償請求の気運が強くなる 種菌事業に事故は付き物である。奉仕目的の農協種菌の場合は種菌代の弁償による処理が可能であるが、自家増殖を禁止した場合の民間種菌業者の種菌事故に対しては、その責任追及の姿勢は極めて強いものとなり、種菌代の弁償程度では済まなくなる可能性が強い。 4. 自家増殖のリスクは生産者が負っている 育成者側からは「種菌の変異などの危険があるから、自家増殖しないほうがよい。」との助言を頂いているが、変異のリスクは生産者が背負っているのであり、またそれが可能な技術レベルの生産者は少なくない。 5. 育成者権に対する認識は高くなっている 昭和53年の種苗法制定後、育成者権に関する認識は種菌センターなどにおいて高まり、平成10年の種苗法改正、本県で発生したエノキタケ品種に関する係争などにより、生産者段階においても、育成者権に関する認識は高くなってきている。
----	--

明記されていないが、自家増殖に関する意見と考えられるもの：10件

農業者	経費増大、日本の花産業がだめになる。 ただでさえ、今輸入物が増加傾向にあるので経費を減らしたいので、反対。
農業者	現状の花の価格を考えると農家に負担がかかり過ぎるので絶対に反対です。
農業者	私は親子二代でスプレー菊を栽培している貧乏百姓です法律改正は反対です、農家は頑張っています。また貧富の差の激しい時代にもどすつもりですか？
農業者	この件についての意見募集を知っている農家が何人いると思いますか？農家が何軒パソコンを持っていると思いますか？よく分からぬことについて切手を買って意見を書く農家がいますか？農民の心理を逆手に取った手口はやめて下さい、植物新品種の保護に関する法改正は絶対反対です、これ以上食料自給率を下げたいのですか？
農業者	法改正に反対です、日本の農業を守って下さいよ。発表が遅すぎますなにも対策が出来ません何故いつも企業優先なのですか？農水省は企業の味方ですか？農家の味方じゃないんですか？ そんなことではどんどん食料自給率下がりますよ。
農業者	とても重要なことです。死活問題に発展する事柄です。安易に考えてもらつては困ります。日本の将来に大きな影響をもたらします。農業の多面的機能を軽視しているように思われます。今後の日本はどうなるのでしょうか？親として大変不安です。もっと詳しく、聞く機会を設けて欲しいです。
農業者	渥美スプレーマム出荷連合で販売部長をやっています。 こんな法律が出来ると農家の負担が増え(コスト)経営を著しく圧迫し倒産する農家が出る！

農業者	・苗やが安全な苗を供給することに乏しい(虫・病気・要望期日・数量)・現在の経営では、多額な経費の元で行っているのでこれ以上の負担はかけられない。生産量を減らせば、消費者への安定価格が見込めない。納得のできる苗を使用して生産することが不可欠。
農業者	私は菊農家ですが種苗法改正が行われたら、大部分の農家は廃業に追い込まれると思います。日本の農業はつぶれてしまします。どうか改正はやめて下さい。
個人	これ以上 農家をいためつけて楽しいか！！ 農家はそんなにもうからん！！

(参考)10月25日に提出された意見

団体	基本的には、知的所有権の保護の観点から、自家増殖についても育成者権を保護する必要があると考えている。 今後放牧用として栽培面積の拡大が期待され、現に品種登録の行われているシバ等については、栄養繁殖により自家増殖が可能であるが、自家増殖を自由に認めるのではなく、許諾料を正当に支払い、育成者の権利を保護する必要があると考えている。
地方公共 団体	自家増殖については、生産現場への影響が懸念されることから、育成者権保護の立場からではなく、様々な視点から検討されるべきである。

(参考資料2) 関係資料

現行規定における農業者の自家増殖

○ 現行種苗法

- 農業者は、原則として、自家増殖可能。
- ただし、①農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合
②契約で別段の定めをした場合
は、この限りではない。

○ 趣旨

- 従来から農家によって行われてきた自家増殖を育成者権の例外として認めたもの。
- 自家増殖禁止植物として、自家増殖を制限する契約を締結する慣行が定着していると考えられる植物を、農林水産省令で指定。

種苗法(平成10年法律第83号) (抄)

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、そのさらに用いた種苗及びこれを用いて得た収穫物には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

※ 種苗法施行令(平成10年政令第368号)第四条

法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人とする。

※ 種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)第十六条

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第四に掲げる種類に属する植物とする。

別表第四 (第十六条関係)

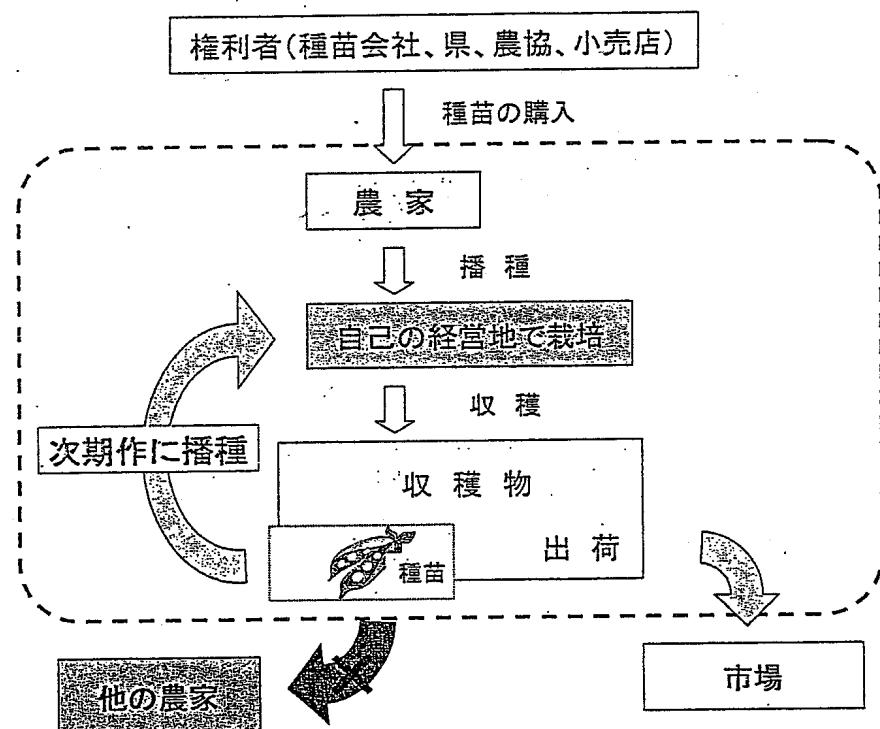
- アルストロメリア属、オドントグロッサム属(アスピシア属、アダ属、オンシジウム属、コクリオダ属、ゴメサ属、コンパレチア属、ブラシア属、ミルトニア属又はロドリゲシア属との交雑種を含む。)、オンシジウム属(アスピシア属、イオノプシス属、コクリオダ属、コンパレチア属、トリコケントルム属、ブラシア属、レオキルス属又はロドリゲシア属との交雑種を含む。)、かすみそう属、カトレア属(ソフロニチス属、ブラサボラ属又はレーリア属との交雑種を含む。)、ガーベラ属、カランコエ属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、セントポーリア属、チューリップ属、デンドロビウム属、なでしこ属(カーネーション種(なでしこ属に属する他の種との交雑種を含む。以下この号において同じ。)を除く。)、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ほうせんか属、かきつばた種及びカーネーション種

- あじさい属、ばら属及びポインセチア種

- しいたけ種

農業者の自家増殖について

- 農業者が、育成者権者等から譲渡された登録品種等の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において、さらに種苗として用いる場合には、育成者権の効力は及ばない。
 - ただし。
 - ①省令で定める栄養繁殖植物（23種）の種苗を用いる場合
 - ②契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。



(自家増殖が禁止されている栄養繁殖植物)

草花類	アルストロメリア属、オドントグロッサム属（アスパシア属、アダ属、オンシジウム属、コクリオダ属、ゴメサ属、コンパレチア属、プラシア属、ミルトニア属又はロドリゲシア属との交雫種を含む。）、オンシジウム属（アスパシア属、イオノブシス属、コクリオダ属、コンパレチア属、トリコケントルム属、プラシア属、レオキルス属又はロドリゲシア属との交雫種を含む。）、かすみそう属、カトレア属（ソフロニチス属、プラサボラ属又はレーリア属との交雫種を含む。）、ガーベラ属、カランコエ属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、セントポーリア属、チューリップ属、デンドロビウム属、なでしこ属（カーネーション種（なでしこ属に属する他の種との交雫種を含む。）を除く。）、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ほうせんか属、かきつばた種及びカーネーション種（なでしこ属に属する他の種との交雫種を含む。）
鑑賞樹	あじさい属、ばら属及びポインセチア種
きのこ類	しいたけ種

諸外国における農民に認められた自家増殖の範囲と関連規定

国名	可否	自家増殖の範囲	備考
UPOV1991 年 条約	加盟国の任意	対象作物の限定なし。ただし、「合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件」とする。	合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種等を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。(UPOV1991 年条約 Article 15 (2))
オランダ	不可	育成者権の例外に農民による自家増殖は含まれていない。	
EU	一部可	対象作物（別紙）を限定して自家増殖を許容。 (許容するための条件は右記)	条件：自家増殖した場合でも農家は権利者に支払う義務あり（ただし正規に購入した場合の許諾料より安いこと）。小農は支払い義務なし（小農の定義は別途規定）。
ドイツ	一部可	対象作物（別紙）を限定して、右記の条件を満たした場合、自家増殖を許容。	条件： ・自家増殖した農民は権利者に相当の対価を支払うこと ・権利者に自家増殖した種苗の量を通知すること
米国 (PVPA)	可	自己の圃場に播種する目的で種苗を保存することは権利侵害とならない。	対象：有性繁殖植物及び塊茎繁殖植物
米国 (植物特許)	不可	当該品種を無性繁殖させる行為は特許権者の許諾を要する。	対象：無性繁殖植物（塊茎繁殖植物及び野生種を除く）
豪州	制限可	農民の自家増殖を禁止する種を規定できる。	現在のところ規定を作成していないため、自家増殖は可能。
韓国		農林大臣は農家の自家増殖に関し育成者権を制限可能。	

(別紙)	EUにおける自家増殖が可能な種一覧	ドイツにおける自家増殖が可能な種一覧
飼料用作物	<i>Cicer arietinum</i> L. ヒヨコマメ <i>Lupinus luteus</i> L. ハウチワマメ (キバナルピナス) <i>Medicago sativa</i> L. ムラサキウマゴヤシ (アルファアルファ) <i>Pisum sativum</i> L. (partim) エンドウ (Field Pea) <i>Trifolium alexandrinum</i> L. エジプトクローバー <i>Trifolium resupinatum</i> L. ペルシアクローバー <i>Vicia faba</i> L. ソラマメ <i>Vicia sativa</i> L. オオキハズエンドウ <i>Lolium multiflorum</i> イタリアンライグラス (ポルトガルのみ)	<i>Lupinus luteus</i> L. ハウチワマメ (キバナルピナス) <i>Medicago sativa</i> L. ムラサキウマゴヤシ (アルファアルファ) <i>Pisum sativum</i> L. エンドウ <i>Trifolium alexandrinum</i> L. エジプトクローバー <i>Trifolium resupinatum</i> L. ペルシアクローバー <i>Vicia faba</i> L. ソラマメ <i>Vicia sativa</i> L. オオキハズエンドウ
穀物	<i>Avena sativa</i> L. エンバク <i>Hordeum vulgare</i> L. 大麦 <i>Oryza sativa</i> L. 稲 <i>Phalaris canariensis</i> L. カナリアクサヨシ <i>Secale cereale</i> L. ライムギ X <i>Triticosecale</i> Wittm. ライコムギ <i>Triticum aestivum</i> L. emend. Fiori et Paol. コムギ <i>Triticum durum</i> Desf. デュラムコムギ <i>Triticum spelta</i> L. スペルトコムギ	<i>Avena sativa</i> L. エンバク <i>Hordeum vulgare</i> L. 大麦 <i>Secale cereale</i> L. ライムギ x <i>Triticosecale</i> Wittm. ライコムギ <i>Triticum aestivum</i> L. emend. Fiori et Paol. コムギ <i>Triticum durum</i> Desf. デュラムコムギ <i>Triticum spelta</i> L. スペルトコムギ
バレイショ	<i>Solanum tuberosum</i> L. バレイショ	<i>Solanum tuberosum</i> L. バレイショ
油糧・繊維作物	<i>Brassica napus</i> L. (partim) スウェーデンカブ <i>Brassica rapa</i> L. (partim) カブ <i>Linum usitatissimum</i> - linseed with the exclusion of flax. アマ (繊維用のアマ (Fiber Flax) を除く)	<i>Brassica napus</i> L. (partim) ナタネ <i>Brassica rapa</i> L. var. <i>silvestris</i> (Lam.) カブの一種 <i>Linum usitatissimum</i> L. Flax アマ